

入札説明書

1 貸付物件（詳細は別紙のとおり）

所在地	設置場所	貸付面積	設置台数
名古屋市千種区 鹿子殿1番1号	外来棟1階 屋外駐車場横	2.35 m ² (幅 2.35m×奥行 1.0m)	各設置場 所に1台 以上
	外来棟2階 ロータリー横	4.0 m ² (幅 4.0m×奥行 1.0m)	
	外来棟2階 自動販売機コーナー	4.4 m ² (幅 4.4m×奥行 1.0m)	
	外来棟3階 外来エスカレーター横	1.7 m ² (幅 1.7m×奥行 1.0m)	
	病棟1階 自動販売機コーナー	13.29 m ² (幅 5.06m×奥行 2.98m) うち洗面部分と柱部分を除く	
	病棟3階 エレベーター横	2.4 m ² (幅 2.4m×奥行 1.0m)	
	病棟4階 エレベーターホール	2.4 m ² (幅 2.4m×奥行 1.0m)	
	病棟5階 デイルーム	2.4 m ² (幅 2.4m×奥行 1.0m)	
	病棟7階 デイルーム	2.4 m ² (幅 2.4m×奥行 1.0m)	
	病棟8階 デイルーム	2.4 m ² (幅 2.4m×奥行 1.0m)	
	病棟9階 デイルーム	2.4 m ² (幅 2.4m×奥行 1.0m)	
	病棟6階 リハビリテーション室横	2.2 m ² (幅 2.2m×奥行 1.0m)	
	診療棟地下1階 待合	1.6 m ² (幅 1.6m×奥行 1.0m)	
	研究所北館1階 玄関前	2.4 m ² (幅 2.4m×奥行 1.0m)	
	合計	46.34 m ²	

※1 貸付面積には、3(7)イの回収ボックスを含みます。また、自動販売機の機種によっては、商品の補充や維持管理のための扉の開閉等に支障がある場合もあるので、それらの支障がないか申込前に設置場所の確認をしてください。

※2 機種は、消費電力 20 アンペア程度以下のものとします。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 政令第 167 条の 4 第 2 項第 1 号から第 6 号までのいずれにも該当しない者（いずれかに該当した者であって、その事実があった後 3 年を経過した者を含む。）であること。
- (3) 愛知県病院事業庁が実施する自動販売機、コインランドリー、売店、食堂及び患者用備品の設置を目的とする公有財産の貸付けに係る一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する告示（平成 27 年 1 月 27 日付け愛知県病院事業庁告示第 2 号）に定める資格について、自動販売機の設置に関し、該当する資格を全て満たすこと。
- (4) 愛知県内に本店、支店、営業所又は事業所を置いており、故障などトラブルの際、連絡のとれる体制が可能であること。
- (5) 入札公告の日から落札決定までの間、愛知県病院事業庁から指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更正手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 入札公告の日から入札の日までの期間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 24 年 6 月 29 日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置を受けていない者であること。

3 自動販売機の設置条件

(1) 設置事業者の施設使用形態

自動販売機の設置は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 2 項第 4 号の規定に基づき、愛知県が設置事業者に対し、行政財産である建物（又は土地）の一部を賃貸する方法により行います。

(2) 貸付期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 5 年間とします。

(3) 貸付料

貸付料は、入札により決定した金額とします。

(4) 必要経費

自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等の費用はすべて設置事業者の負担とします。

また、光熱水費についても設置事業者の負担とします。各設置事業者において計量機器（子メーター／検定品）を設置し、それによる実費を、愛知県が指定する期限までに全額納入してください。なお、子メーターの取り付けは、自動販売機の設置場所に一番近い分電盤から直接、専用配線を引いてください。

(5) 設置機器の仕様について

設置する自動販売機の機器については、次に掲げる条件を満たしたものとしてください。

ア 省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること。

イ 新旧 500 円硬貨及び新旧 1000 円紙幣が使用できること。

ウ 災害救援ベンダーを、少なくとも「病棟 1 階自動販売機コーナー」及び「外来棟 2 階自動販売機コーナー」に各 1 台は設置すること。

エ ユニバーサルデザイン（障害者対応の機種）であること。

(6) 利用上の制限

契約期間中は、次の事項を遵守してください。

ア 入札条件を遵守し、貸付料及び光熱費を期限までに確実に納付すること。

イ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。

ウ 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、愛知県がんセンターの指示に従うこと。

エ 設置機種は、主に「ペットボトル・缶」飲料の自動販売機とすること。

オ 販売品目は、清涼飲料水、牛乳等の飲料などとし、酒類・たばこの販売は行わないこと。

なお、商品の具体的な構成については、落札決定後、事前に愛知県がんセンターと協議を行うこと。

カ 販売品目をカップ式の飲料とする場合、必要とする「飲料水」については、設置事業者で準備すること。

キ 設置場所ごとの建物内に設置されている他の自動販売機の販売価格と均衡のとれた価格で販売すること。

ク 設置事業者は、本件賃貸借に係る自動販売機の売上状況を、別に指定する期日までに、愛知県がんセンターに提出すること。

(7) 維持管理

契約期間中は、次の事項を遵守してください。

ア 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、できる限り商品が売切れとならないよう、在庫・補充管理を適切に行うこと。

イ 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、使用済み容器が回収ボックスから溢れることのないよう、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。

ウ 関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。

エ 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題ないか確認すること。

オ 自動販売機の故障や問い合わせについては、連絡先を明記し、設置事業者の責任において対応すること。

(8) 原状回復

設置事業者は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を愛知県がんセンターに請求することができません。

4 入札参加申込みの受付

(1) 日時

令和7年2月7日（金）から令和7年2月21日（金）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する国民の祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 場所

愛知県がんセンター運用部管理課経理・施設グループ（名古屋市千種区鹿子殿1番1号）

(3) 提出書類（各1部）

ア 一般競争入札参加申込書（様式第1）

イ 委任状（様式第2）（代理人により入札する場合）

ウ 誓約書（様式第3）（代理人により入札する場合は本人の誓約書）

エ 証明書類（発行日から3か月以内のもの）

a 法人の場合：法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

b 個人の場合：住民票

オ 入札公告の日から過去3年以内に、国、地方公共団体に、自らが管理・運営する飲料の自動販売機を設置した実績を証明する使用許可書又は契約書の写しのいずれか

カ 国税及び県税の未納がないことの証明書

(ア) 国税について

a 法人の場合：「法人税」及び「消費税及び地方消費税」の納税証明書
(その3の3 未納のないことの証明)

b 個人の場合：「所得税」及び「消費税及び地方消費税」4の納税証明書
(その3の2 未納のないことの証明)

(イ) 県税について（愛知県の県税事務所が発行する納税証明書）

a 法人の場合：「法人県民税」、「法人事業税」及び「自動車税」の未納の税額がないこと用

b 個人の場合：「法人事業税」及び「自動車税」の未納の税額のないこと用

※ エ及びカの証明書類は、原本を確認できれば、写しの提出でも可能です。

(4) 郵送で申し込む場合

次のあて先に郵送してください。なお、郵送による入札参加申込みの場合は、令和7年2月21日（金）午後5時必着とします。

〒464-8681

名古屋市千種区鹿子殿 1 番 1 号

愛知県がんセンター運用部管理課経理・施設グループあて

※封筒(表)に「入札参加申込書在中」と朱書きしてください。

5 現地説明

(1) 場所

愛知県がんセンター 国際医学交流センター 1 階 視聴覚室

(2) 日時

令和 7 年 2 月 12 日 (水) 午後 2 時

(3) 留意事項

現地説明に参加する場合は、現地説明日の前日までに「16 問い合わせ先」に連絡してください。なお、対応は平日午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時まで除く。）とします。

6 入札執行の場所及び日時

(1) 場所

愛知県がんセンター 国際医学交流センター 1 階 視聴覚室

(2) 日時

令和 7 年 3 月 7 日 (金) 午後 2 時

7 入札保証金

入札に参加しようとする者は、見積金額の 100 分の 5 以上の入札保証金（愛知県病院事業庁財務規程（平成 16 年愛知県病院事業庁管理規程第 25 号。以下「財務規程」という。）第 145 条に定める入札保証金に代わる担保を含む。）を開札期日までに契約担当者に納めていただきます。

ただし、財務規程第 144 条（入札保証金の納付の免除）の規定により、全部又は一部の納付を免除されたときは、この限りではありません。

8 入札金額

(1) 入札金額は、3 (2) の貸付期間中の貸付料の総額を記入してください。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載してください。

9 入札

(1) 同一物件について、1 人で 2 人以上の申込人の代理人となり、又は申込人が他の申込人の代理人となることはできません。

- (2) 入札は、入札書（様式第4）を封筒に入れ封印し、「令和7年3月7日開札 愛知県がんセンターへの自動販売機設置の入札書在中」及び入札者の住所及び氏名（法人にあっては、所在地、名称及び代表者名）を封筒に表記しなければなりません。
- (3) 提出した入札書は、その事由のいかんにかかわらず、書換え、引換え又は撤回することはできません。
- (4) 次のいずれかに該当する入札は、無効とします。
 - ア 財務規程第142条第1号から第7号に該当する入札
 - イ 一般競争入札参加申込書（入札参加者が代理人である場合は、本人の委任状を添付すること。）及び誓約書を提出していない者のした入札
 - ウ 入札書の金額を訂正したもの
 - エ 郵送による入札
 - オ 虚偽の事実を記載した者のした入札
 - カ 担当職員の指示に従わなかった者の入札

10 開札

- (1) 入札者又はその代理人は、開札に立ち会わなければなりません。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない愛知県の職員を立ち合わせて開札を行います。
- (2) 落札者は、愛知県がんセンターの予定価格以上の最高の価格をもって決定します。ただし落札者となる同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者があるときは、代わって入札に関係ない愛知県の職員にくじを引かせます。
- (3) 開札の結果、予定価格に達する入札のない場合で、入札参加者が再度の入札を希望するときは、直ちに再入札（原則として2回を限度とする。）を行います。

11 入札の中止

不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止又は入札期日を延期することがあります。

12 契約の締結

- (1) 別紙契約書（案）により、契約書を作成するものとします。
- (2) 契約の締結及び履行に関する費用については、すべて落札者の負担とします。
- (3) 貸付契約は申込者名義で行います。

13 貸付料の納付

各年度、納入通知書により、一括納付していただきます。

14 契約保証金

(1) 落札者は、契約締結の際、契約保証金として財務規程第 115 条（契約保証金）の規定により、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を、現金又は財務規程第 117 条第 1 項第 4 号（契約保証金に代わる担保）に定める有価証券等により納めていただきます。

ただし、財務規程第 116 条（契約保証金の納付の免除）の規定により、全部又は一部の納付を免除されたときは、この限りではありません。

(2) 前項の規定により納付された契約保証金は、貸付財産の明渡し完了後に還付します。ただし、未払いの貸付料等がある場合は、愛知県がんセンターに対する債務を控除した残額を還付します。

15 その他

「新がんセンター基本構想」において、建て替え工事により運営状況が変化した場合、契約解除が発生する可能性があることを理解した上で参加してください。

16 問い合わせ先

愛知県がんセンター運用部管理課経理・施設グループ

住所 名古屋市千種区鹿子殿 1 番 1 号（郵便番号 464-8681）

電話 052-762-6111（代表）内線 2223

自動販売機を設置する施設の名称、所在地及び設置場所

区分	内容
1 名称	愛知県がんセンター
2 所在地	名古屋市千種区鹿子殿1番1号
3 設置場所	別紙のとおり
4 外来受付	8:30~11:30 (土日祝日・年末年始は休診)
5 スタッフ数及び患者数	スタッフ数 約1000人 1日平均外来患者数 令和5年度実績 587.7人 1日平均入院患者数 令和5年度実績 332.9人
6 施設内にある飲料水の自動販売機の現状	<p>【○番号=図面】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①外来棟1階屋外駐車場横 1台 ②外来棟2階ロータリー横 1台 ③外来棟2階自動販売機コーナー 2台 ④外来棟3階外来エスカレーター横 1台 ⑤病棟1階自動販売機コーナー 4台 ⑥病棟3階エレベーター横 1台 ⑦病棟4階エレベーターホール 1台 ⑧~⑫ 病棟5, 7~9階デイルーム・6階リハビリテーション室横 各1台 計5台 ⑬診療棟地下1階待合 1台 ⑭研究所北館1階玄関前 1台
7 施設内にある他の自動販売機の飲料の販売価格	※ なし